

整理番号 4-1-1

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ドメイン維持費		
年月日	令和2年4月1日~令和2年6月8日	金額	1,990 円

目的	ホームページ掲載のため
使途	維持費
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページの更新等

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
0110040363	23	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
		口座番号
		お取引金額
*****		¥3,300*

お取扱い できない場合	残高	***
印別	25	手数料110*

お振込先・お受取人 ご依頼人

三菱UFJ銀行
横浜西口支店
普通 5189475
カケイテ「イーテ」アイワイフ「コミュニケー
ションズ」様
ナカサワ ミチノリ様
011909029559

$$\frac{3300 + 110}{3410} \times \frac{7}{12} \approx 1990$$

(残 7ヶ月分)

* 契約期間 2019年11月9日 ~ 2020年11月8日のうち、
2020年3月までの5ヶ月分(1,420円)は元年度に請求済み。
今日は残りの2020年4月以降の7ヶ月分を請求する。
(2019年10月支払額) (元年度請求額) (今回請求額)
3,410円 - 1,420円 = 1,990円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,990 円	100 %	1,990 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 424-0821

静岡県静岡市清水区相生町7-26



ご請求年月日 2019年09月02日

中沢みちのり事務所

中沢通訓 様

20190901 - 0000096532

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

〒107-0062

東京都港区南青山2-26-1 南青山プライトスクエア10階

Tel:0120-577-399 Fax:03-6756-9621

お問い合わせ先 E-mail:accounting@cp.ad.jp



請求書

下記の通りご請求申し上げます。【銀行振込】【電子決済】いずれかの方法でお支払いください。

ご請求やご入金に関してご不明点がございましたら、【0120-577-399】へお問い合わせください。

請求番号 011909029559	ご請求金額 ¥3,300	お支払期限 2019年10月8日
----------------------	-----------------	---------------------

【銀行振込】マイページあるいは振込み明細フォーム(<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より明細をご連絡の上、お振込ください。
振込先 三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ(カ)ケイティエーアイウェブコミュニケーションズ
※お振込手数料はお客様にてご負担いただきますようお願いいたします。

【電子決済(クレジットカード・ペイジー)】マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)へログインの上、メニュー内「請求一覧」よりお手続きください。
※一部のサービスは電子決済に対応しておりません。お手数ですが銀行振込をご利用ください。
※マイページのログイン情報は管理先ご担当者様へお渡ししております。「請求一覧」より電子決済手続き用URLを請求先メールアドレスへ送信することができますので、管理先ご担当者様へURL送信をご依頼ください。

- ご契約期間の開始日が2019年10月1日以降の場合は消費税率10%でのご請求となります。詳細はCPIのウェブサイトをご確認ください。
- マイページ内「請求一覧」より、本ご請求内容のお見積書発行が可能となりました。(一部請求書は適用外です。別途ご連絡ください。)
- 新規お申し込みサーバーの設定作業開始は、ご入金確認後となります。(シェアードプラン無料お試しサービスを除く)

請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com
ご契約期間: 2019年11月09日 ~ 2020年11月08日

サービス名	請求対象期間	単価	数量	金額
ドメイン維持費	2019年11月09日 ~ 2020年11月08日	¥3,000	1	¥3,000
<小計>				¥3,000
消費税額(10%)				¥300
<合計>				¥3,300

整理番号 4-1-2

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ドメイン使用料		
年月日	令和2年4月1日~令和2年11月30日	金額	33,514円

目的	HP維持
使途	サーバー費用
政務活動・ 県政との 関連性	HPにより政務活動PR

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
0111070363123		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
		口座番号
		お取引金額
		¥50,160*

お取引 できない場合	残高	*****
09.25	1.10	おつり

お振込先・お受取人 三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 カケイテ「イーテ」アイウエフコミュニケーションズ様 ナカサワ ミチノリ様 011909173467

$$\frac{50160}{110} \times \frac{8}{12} \approx 33,514$$

(2020年8ヶ月分)

※ 契約期間 2019年12月1日 ~ 2020年11月30日のうち、
2020年3月31日の4ヶ月分(16,756円)は元年度に請求済み
今回は残りの2020年4月以降の8ヶ月分を請求する。

(2019年11月支払額) (元年度請求額) (今回請求額)
50,270円 - 16,756円 = 33,514円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	33,514円	100%	33,514円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 424-0821

静岡県静岡市清水区相生町7-26



ご請求年月日 2019年09月17日

中沢みちのり事務所

中沢 通訓 様

20190915 - 0000022577

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

〒107-0062

東京都港区南青山2-26-1 南青山ブライツスクエア10階

Tel:0120-577-399 Fax:03-6756-9621

お問い合わせ先 E-mail:accounting@cpi.ad.jp



請求書

下記の通りご請求申し上げます。【銀行振込】【電子決済】いずれかの方法でお支払いください。

ご請求やご入金に関してご不明点がございましたら、【0120-577-399】へお問い合わせください。

請求番号 011909173467	ご請求金額 ¥50,160	お支払期限 2019年11月11日
----------------------	------------------	----------------------

- 【銀行振込】マイページあるいは振込み明細フォーム(<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より明細をご連絡の上、お振込ください。
振込先 三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ (カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ
※お振込手数料はお客様にてご負担いただきますようお願いいたします。
- 【電子決済(クレジットカード・ペイジー)】マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)へログインの上、メニュー内「請求一覧」よりお手続きください。
※一部のサービスは電子決済に対応していません。お手数ですが銀行振込をご利用ください。
※マイページのログイン情報は管理先ご担当者様へお渡ししております。「請求一覧」より電子決済手続き用URLを請求先メールアドレスへ送信することができますので、管理先ご担当者様へURL送信をご依頼ください。
- ご契約期間の開始日が2019年10月1日以降の場合は消費税率10%でのご請求となります。詳細はCPIのウェブサイトをご確認ください。
 - マイページ内「請求一覧」より、本ご請求内容のお見積書発行が可能となりました。(一部請求書は適用外です。別途ご連絡ください。)
 - 新規お申し込みサーバーの設定作業開始は、ご入金確認後となります。(シェアードプラン無料お試しサービスを除く)

ご請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com

ご契約期間:2019年12月01日~ 2020年11月30日

サービス名	請求対象期間	単価	数量	契約期間	金額
サーバー費用 (シェアードプラン×10.12ヶ月)	2019年12月01日 ~ 2020年11月30日	¥3,800	1	12	¥45,600
<小計>					¥45,600
消費税額(10%)					¥4,560
<合計>					¥50,160

整理番号 4-2

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所駐車場代 (4月分)		
年月日	令和2年3月25日	~令和 年 月 日	金額 5,000 円

目的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

領収証 中澤通訓事務所様 No.

★ ￥10,000

内訳 但 4月分 駐車場代

現金 _____

小切手 / _____

手形 / _____

消費税額等(%) _____

取入印紙

令和2年 3月 25日 上記正に領収いたしました

コクヨ ウケ-98

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	10,000 円	1/2	5,000 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-3

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	異業種企業交流「白雲会」会費		
年月日	令和2年4月3日	～令和 年 月 日	金額 30,330円

会の趣旨・目的	会員の物心両面にわたる進展と資質向上及び地域社会のより良き発展を願い、異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くための講演会、セミナー等を催しマネジメントとしての人間造りを目的とする。
会の活動内容等	①定例会 ② 研修会の開催 ③ 企業交流会の開催 他
政務活動・県政との関連性	異業種間交流による研修会を通じて県政における問題点を聴取し、今後の県政施策の改善に役立てる。

〈領収書貼付枠〉

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	124
02:04:03		
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0141	お引出し	¥30,000
お取扱枚数	*****	
おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻
	¥330	10:47:00
お振込先明細・ご案内	シスオカ モチムネ 普通 0269931 イキョウジョコウリョウ アクウンカイ 様 ナカサワ ミチノリ 様 TEL054-352-5641	

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	30,330 円	100 %	30,330 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

白 雲 会 ・ 会 則

第1条 名称及び事務局

本会は白雲会と称し本部を静岡市駿河区広野4-30-6に置き、事務局を随時設置する。

第2条 目的

本会は参加する会員の物心両面にわたる進展と資質の向上及び地域社会のより良き発展を願い、会員相互の親睦と体力の維持を軸とし、更に異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くため講演会、セミナー等を催しマネジメントとしての人間造りを目的とする。

第3条 組織

① 会員

本会の目的に賛同する企業及び個人で、役員会で有資格者と認められたもの。

② 新入会員

新入会員の承認は、4月、10月の年2回とする。

③ 役員

本会に次の役員を置く事が出来る。

・会長1名・副会長1名・幹事若干名・会計若干名・監査1名、なお必要に応じ相談役を置く事が出来る。

④ 役員を選出及び任期

役員を選出は役員会の推薦により、総会で承認を得るものとし、任期は2年とする。但し再任を妨げない。

⑤ 退会（会員資格の喪失）

本人の届出、又は会則に違反した場合、役員会の審議による。

第4条 経費及び会計年度

① 会費

本会の運営経費は会費をもってこれに当てる。会費は企業及び個人一単位につき基本1口（1年間）30,000円とする。

途中入会の方は、入会承認が4月、10月のためそれまではビジターとする。（会費は当日の実費を徴収する）

② 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第5条 事業

本会の目的を遂行するため次の事業を行う。

① 定例会

偶数月を基本とするが、他の事業と重複しての開催もある。

② 研修会の開催

全会員参加による経済、行政に関する講演会及び情報交換会（不定期）

③ 企業交流会の開催

各企業を対象とし、異業種間の技能及び経営情報等の交換会（不定期）

④ 親睦会の開催

全会員を対象とし、相互の交流と親睦を推進する。

第6条 会議

① 総会

毎年1回定期的に開催し、事業及び会計の経過報告と役員承認等事項に付き議決する。

② 役員会

隔月に定例会を開催し、本会運営に関する必要事項を討議推進する。

また役員会は年度最終回までに役員選考及び推薦を行う。

③ 議長

前記①、②項に関する会議の議長は、会員の中より選出されたものがその任に当たる。

第7条 慶弔金

会員に慶弔が生じた場合は役員会において協議し決める。

第8条 会則の改廃

この会則の制定、改廃は総会の承認を得て行う。

付則（施行）

この会則は平成 4年4月1日から施行する。

この会則は平成19年4月9日から一部改正実施する。

この会則は平成21年4月6日から一部改正実施する。

この会則は平成23年4月25日から一部改正実施する。

この会則は平成29年4月3日から一部改正実施する。

* お願い=会員は、名簿の記載事項に変更があった場合や慶弔に関して、個人又は他の会員の情報を知りえた時は幹事まで速やかにご連絡下さい。

整理番号 4-4

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 森は海の恋人 会費		
年月日	令和2年4月 日 ~ 平成30年3月 日	金額	10,152円

会の趣旨・目的	海産物と海にまつる陸地からの水の栄養によるもの、思想を伝える
会の活動内容等	会報 登壇の地 三仙沼周辺の山への植樹
政務活動・県政との関連性	山を登るここから海を大空に送ることにつながる思想を伝える

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱店	店番	取扱番号
02-04-0323362	A93120001	
取扱店	シミズアライ	
払込口座	02200-7	108553
払込金額	*10,000	料金額 *152

振替受付票

払込みの証拠となるものは、消費料等には含まれていません。(ゆづり銀行)

入金額 *10,152
おつり *0

4月からATMの電信振替料金は、1件につき100円です。

印紙税申告納付につき親町 事務署承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,152 円	/	
		100 %	10,152 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人 森は海の恋人 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 森は海の恋人という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市唐桑町西舞根 133 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三陸牡蠣養殖の主要地である気仙沼湾とそこに注ぐ二級河川である大川を舞台とし、「森は海の恋人」の理念のもとに、森・川・海の流域全体を一つの共同体としてとらえ、豊饒な海の恵みを将来に渡って多くの人々が享受できるように、森づくり・環境教育・自然環境保全に関する三つの事業を国内外の団体と協力しながら行い、人と自然が調和した豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 森づくりに関する事業
 - ② 自然環境の保全に関する事業
 - ③ 環境教育に関する事業
 - ④ 国内外の団体との交流を促進する事業
 - ⑤ 前述の各事業に関する情報を提供する事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体のうち、法人の運営及び事業に参加するもの。
総会における議決権を有する。
 - (2) 賛助会員 この法人を支援する目的で入会した個人及び団体。総会における議決権を有しない。
 - (3) その他の会員
- 2 前項第3号に定める会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て決定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	島山重篤
副理事長	島山信
理事	安田喜憲
理事	田中克
理事	吉川嘉彦
理事	大村隆男
監事	鈴木健一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から22年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員「年会費」
 - ・ 個人 10,000円
 - ・ 団体 50,000円
 - (2) 賛助会員「年会費」
 - ・ 個人 3,000円
 - ・ 団体 30,000円

整理番号 45

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (4月分)		
年月日	令和2年 4月 6日	~ 令和 年 月 日	金額 15,840 円

目的	政務活動に必要な車両のリース
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

日	摘要	お引き出し金額	お預
1	02-04-06 SMBC (ナカホリ)	31,680	
2	02-04-07		
3	02-04-13		
4	02-04-13		
5	02-04-15		
6	02-04-30		
7	02-05-01		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	31,680 円	1/2	15,840 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-6

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料 (4月分)		
年 月 日	令和 2 年 4 月 7 日	~ 令和 年 月 日	金 額 4,968 円

目 的	政務活動に必要なコピー機のリース
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

1	02-04-06		
2	02-04-07	HC)ヒタチC-NBL	9,936
3	02-04-13		
4	02-04-13		
5	02-04-15		
6	02-04-30		
7	02-05-01		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	9,936 円	1/2 %	4,968 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-7

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	写真代		
年月日	令和2年4月	日~令和	年 月 日
金額	840 円		

目的	政務活動写真の記録
使途	写真代
政務活動・ 県政との 関連性	HPに使用するなど 県政のPR活動に使用

《領収書貼付枠》

~~~~~ 領収証 ~~~~~

2020年4月7日

中澤通訓 様

¥ 840

但 写真代金  
上記正に領収いたしました

杉山カメラ店

静岡市清水区美濃輪町3-12

杉山 恭 敏

TEL<0543> 52-8210

FAX<0543> 52-5093



|         |
|---------|
| 内 訳     |
| 税抜金額    |
| 消費税額(%) |

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 840 円    | 100 %  | 840 円         |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 48

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

|      |                                                               |           |             |
|------|---------------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |           |             |
| 内容   | ホームページ管理・更新料 (4月請求分)                                          |           |             |
| 年月日  | 令和2年4月7日                                                      | ～令和 年 月 日 | 金額 11,000 円 |

|                      |                                    |
|----------------------|------------------------------------|
| 目的                   | 県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。              |
| 使途                   | ホームページ管理・更新料                       |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。 |

《領収書貼付枠》 支払者：中澤通訓

### 領収証

No. ....

中沢事務所 様      2年4月7日

|           |                           |  |
|-----------|---------------------------|--|
| 金額        | ¥11,000.-                 |  |
| 内<br>消費税等 | 但 HP更新料にて<br>上記正に領収いたしました |  |
| 現金        |                           |  |
| 小切手       |                           |  |

**marukita きたがわ商店**  
 静岡市清水区船越 3-8-19 202  
 北川 昌克  
 TEL/FAX (054) 357-9694

HISAGO #778

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 11,000 円 | 100 %  | 11,000 円      |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-9

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

|       |                                                      |     |         |
|-------|------------------------------------------------------|-----|---------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |     |         |
| 内 容   | 書籍購読 (季刊地域 定期購読)                                     |     |         |
| 年 月 日 | 令和2年4月9日 ~ 令和 年 月 日                                  | 金 額 | 3,772 円 |

|                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| 目 的                  | 現代における農山漁村に関する情報収集            |
| 使 途                  | 2020 年春号 (5 月) から年間 4 冊を購読    |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | 一次産業に関する情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。 |

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

|                                                                                 |         |           |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------|
| お取扱日                                                                            | 店 番     | 取扱番号      |
| 02-04-09                                                                        | 23362   | A93210009 |
| 取扱店                                                                             | 00140-8 | 880001    |
| 振替受付票                                                                           | 料 金     | * 3,772   |
| 払込金額 * 3,772 料 金 * 0<br>振替受付票<br>払込みの証拠となるものは、消費<br>税等が含まれて<br>います。<br>(ゆうちょ銀行) |         |           |
| 入金額                                                                             | * 4,002 |           |
| おつり                                                                             | * 230   |           |
| 4 月から A T M の電信振替料金は、<br>1 件につき 1 0 0 円です。                                      |         |           |

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 3,772 円  | 100 %  | 3,772 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 書誌詳細情報



### 季刊地域 季刊地域 定期購読申込み(2020年春号から)

ゆるがぬ暮らし

著者 農文協 編

定価 3,772円 (税込)

ISBNコード 540tiiki

発行日 2010/03

出版 農山漁村文化協会(農文協)

判型/頁数 B5 150ページ

在庫 あり

ツイート いいね! 1

買い物かごに入れる

### この本のジャンル

- 農文協 公開書誌 >> 雑誌 >> 地域 >> 季刊地域
- 農文協 公開書誌 >> 雑誌 >> 農業 >> 増刊現代農業

### ● 解説

「増刊現代農業」「農村文化運動」「21世紀の日本を考える」の3誌が一緒になって新創刊!

定年帰農・半農半X・地元学・グリーンツーリズム・直売所・食の文化祭・鳴子の米プロジェクト・弁当の日.....閉塞する「いま」(近代)という時代と抗し、時代をつき抜けて、光り輝く人や家族の生き方、地域のあり方を発信し続け、脱産業社会・脱中央集権社会・脱格差社会・脱グローバリゼーション社会の「希望」を提示してきた「増刊現代農業」。故・藤本敏夫氏(農事組合法人・鴨川自然王国国王)が「いつも時代の一步先、二歩先を行く」と絶賛していた「人と自然、食と農、家族と地域の思想・文化運動誌」。

● 解説（詳細）

■本誌は、現代農業増刊号として、春・5月増刊、夏・8月増刊、秋・11月増刊、冬・2月増刊、以上年間4冊発行します。(発売日は表示月の前月5日です)1部943円(送料120円)、年間購読料は、3,772円(前納一括払いで送料サービス)です。

■年間購読料のお支払いについて

本誌のお支払いは一年ごとの前払いをお願いしております。支払月についてのご希望がある場合はご相談ください。前払いの方には送料をサービスさせていただきます。

●郵便振替をご利用の場合

初号に同封の振替用紙でをお使いください。振り込み手数料はかかりません。初号到着から2週間以内にご送金くださると幸甚に存じます。

●農協や銀行・郵便局での口座からのお引落しの場合

口座引落としでの手続きをいただきました方には、登録手続きが完了した翌月に、一年分の誌代3,704円のお引落しをさせていただきます。引落しの期日は毎月23日となります(祝祭日のときはその後の営業日)。口座へのご準備をお願い申し上げます。

●継続・中止手続きについて

本誌の定期購読では、あらかじめ購読終了時期を決めておりません。

誌代がちょうど切れます号に、継続のお願いとご送金のお願いの文書をお入れいたします。2年目以降のご購読を中止されるときは、下記の農文協電算センターまでご連絡ください。

(一社)農山漁村文化協会 電算センター

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-379-5 安藤恒産ビル3階

FAX:048-642-8085・電話:048-642-8084

整理番号 4-10

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

|      |                                                       |     |         |
|------|-------------------------------------------------------|-----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |     |         |
| 内容   | 商業調査、相談                                               |     |         |
| 年月日  | 令和2年4月9日~令和                                           | 年月日 | 金額 200円 |

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 目的                   | 商業雑種調査                  |
| 使途                   | 駐 <del>車</del> 車場       |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | 新型コロナウイルスによる商業の動向<br>対応 |

<領収書貼付枠>

**AMANO**  
Management Service  
アットパーク清水駅前

**領収証**

精算機 #01                    A 精算No.000053  
 車室番号(自動車)            5  
 入庫時刻 2020年 4月 9日(木) 17:28  
 精算時刻 2020年 4月 9日(木) 17:45  
 駐車料金                    A料金                    200円  
 =====  
 合計                            200円  
 現金領収額                    200円  
 お預り                        200円  
 お釣り                         0円

またのご利用をお待ちしております。

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 200 円    | /      | 200 円         |
|                  |          | 100 %  |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 4-11

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

|      |                                                      |   |          |
|------|------------------------------------------------------|---|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |   |          |
| 内容   | 携帯電話代 (au 2月請求分)                                     |   |          |
| 年月日  | 令和4年4月10日                                            | ～ | 令和 年 月 日 |
| 金額   | 8,411 円                                              |   |          |

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 目的                   | 政務活動に使用する携帯電話代 |
| 使途                   | —              |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —              |

《領収書》

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。お引落口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

|          |          |          |         |
|----------|----------|----------|---------|
| お支払日     | 2年 4月10日 | 当月ご請求額   | 70356 円 |
| 当月お支払合計額 | 70356 円  | 事前お支払額   | 0 円     |
|          |          | 内キャッシング分 |         |
|          |          | 合計       | 70356 円 |

サーラカード

|       |       |
|-------|-------|
| 会員番号  |       |
| 金融機関名 |       |
| 通帳記号  |       |
| 口座名義  | 中澤 通訓 |

ご請求明細

|       |     |
|-------|-----|
| ご利用区分 | 前月分 |
| 通常払い  |     |

ご利用明細

| ご利用日 | ご利用日 | ご利用日 |
|------|------|------|
| 10   | 2    | 216  |
| 10   | 2    | 218  |
| 10   | 2    | 224  |
| 10   | 2    | 224  |
| 10   | 2    | 224  |
| 10   | 2    | 224  |
| 10   | 2    | 224  |
| 10   | 2    | 310  |
| 11   | 2    | 312  |
| 10   | 2    | 313  |
| 10   | 2    | 315  |

au 電話利用料

16822 02月分

|            |          |        |               |
|------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由      | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 政務活動と私用で按分 | 16822 円  | 1/2    | 8,411 円       |
|            |          | 50 %   |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-12

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

|      |                                                      |    |       |
|------|------------------------------------------------------|----|-------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |       |
| 内容   | 吉田公園の管理利用についての調査                                     |    |       |
| 年月日  | 令和2年4月12日                                            | 金額 | 1040円 |

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 目的                   | JPT路におけるETC利用について調査 |
| 使途                   | 自動車道                |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | ETC導入と屋外施設利用について    |

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 島田金谷

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 4月12日 9時23分

車種 普通

割引前料金 ¥1,480-

割引△ ¥440-

ご利用額 ¥1,040-

(外訳)

-入口料金所 - 清水

ETC 有効期限21年12月

会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取振番号202-00090853-19

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 1,040円   | 100%   | 1,040円        |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-13

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

|      |                                                      |            |            |
|------|------------------------------------------------------|------------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |            |            |
| 内容   | 事務用品代 ( カートリッジ )                                     |            |            |
| 年月日  | 令和 2年 4月 14日                                         | ～ 令和 年 月 日 | 金額 10,560円 |

|                                                                                                 |                                                                                                    |                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 目的                                                                                              | 政務活動に使用する事務用品                                                                                      |                                                                                   |
| 使途                                                                                              | —                                                                                                  |                                                                                   |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性                                                                            | —                                                                                                  |                                                                                   |
| <<領収書貼付枠>><br>三井住友銀行<br>しらゆり支店<br>普通 1593404<br>カ) ルネツクス フ°ロテクト様<br>ナカサワミチノリシムシヨ様<br>0543526471 | ご利用明細 三菱UFJ銀行<br>三井住友銀行<br>しらゆり支店<br>普通 1593404<br>カ) ルネツクス フ°ロテクト様<br>ナカサワミチノリシムシヨ様<br>0543526471 | 三井住友銀行<br>しらゆり支店<br>普通 1593404<br>カ) ルネツクス フ°ロテクト様<br>ナカサワミチノリシムシヨ様<br>0543526471 |

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 10,560 円 | 100 %  | 10,560 円      |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 414

|    |       |      |       |     |       |            |
|----|-------|------|-------|-----|-------|------------|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 | [Redacted] |
|----|-------|------|-------|-----|-------|------------|

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

|      |                     |     |            |
|------|---------------------|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費           |     |            |
| 内容   | NPO三浦水障害者サポートセンター会費 |     |            |
| 年月日  | 令和2年4月15日~平成        | 年月日 | 金額 3,152 円 |

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| 会の趣旨・目的      | NPO支援と障害者支援研究        |
| 会の活動内容等      | 会報 (月例)              |
| 政務活動・県政との関連性 | 福祉の分野に関する研究と県政に反映させる |

《領収書貼付枠》

### ご利用明細票

|                                                            |          |           |
|------------------------------------------------------------|----------|-----------|
| お取扱日                                                       | 店番       | 取扱番号      |
| 02-04-15                                                   | 23362    | A93270002 |
| 取扱店                                                        | シマノ 7141 |           |
| 払込口座                                                       | 00850-0  | 121994    |
| 払込金額                                                       | *3,000   | 料金 *152   |
| 振替受付票                                                      |          |           |
| 払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。<br>料金は、消費税等が含まれます。<br>(ゆうちょ銀行) |          |           |
| 入金額                                                        | *10,000  |           |
| おつり                                                        | *6,848   |           |
| 4月からATMの電信振替料金は、1件につき100円です。                               |          |           |

印刷税申告納付につき趣向税務番号承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ( )

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 3,152 円  | 100 %  | 3,152 円       |

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら（以下「法人」という。）という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、障害児・者及び介護を必要とする方々とその家族に、総合的な福祉サービスを提供していくことにより、地域社会で自立し、心豊かに生活できるよう援助することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の活動を総合的に行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 会員制による有料介助者派遣及び福祉有償運送の事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく委託相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉

#### サービス事業

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者移動支援事業
- (6) 介護保険法に基づく訪問事業
- (7) 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- (8) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (9) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (11) その他、この法人の目的を達成するための事業

### 第3章 会 員

#### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会手続きを完了した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会手続きを完了した個人及び団体

#### (会員の入会)

第7条 この法人の会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長へ申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、入会申込書に記入してある本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、理事会において定めた年会費を法人に納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 この法人の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が退会届を提出又は退会の意思を理事長へ伝達したとき
- (2) 会員本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき
- (3) 年会費を継続して1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### (会員の退会)

第10条 会員は、理事長に対し、退会届の提出又は退会の意思を伝達することで、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び各種法令等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### 第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む) 5人以上
- (4) 監事 2人以上

(役員を選任等)

第14条 この法人の理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 この法人の理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

- 第16条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(役員欠員補充)

- 第17条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第18条 この法人の役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

- 第19条 この法人の役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 この法人の役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。



3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

### (総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (総会の構成)

第21条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第22条 この法人の総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、並びに職務
- (6) 会員の除名
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第23条 この法人の通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

### (総会の招集)

第24条 この法人の総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

第 25 条 この法人の総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 この法人の総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 この法人の総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、総会出席者の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 28 条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条及び第 29 条第 2 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 この法人の総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に係らず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した

議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 この法人の理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 役員の報酬
- (5) 年会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 この法人の理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から理事会の招集請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 この法人の理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 この法人の理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 この法人の理事会は、出席理事の総数が理事総数の2分の1以上なければ開催することができない。

(理事会の議決)

第36条 この法人の理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合にはこの限りではない。

2 理事会の議事は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 この法人の理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第32条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出欠したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 この法人の理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあたってはその数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上の記名押印又は署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会において議決を経なければならぬ。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経たうえで、総会において議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続きの開始
  - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理する事務局については、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第56条 この法人の定款を施行するに關し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会費は、第6条第4項及び第48条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|                  |    |         |
|------------------|----|---------|
| (1) 一般会費(年額)     | 個人 | 1,000円  |
| (2) 賛助会費(年額)     | 個人 | 3,000円  |
|                  | 団体 | 10,000円 |
| (3) ホットハート会費(年額) | 個人 | 2,000円  |
- 3 本会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員

名簿のとおりとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成15年5月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成14年3月31日までとする。

附則

第5条における事業の追加は、平成15年9月2日より施行する。

附則

第2条における事業所所在地の変更及び第5条における事業の追加は、平成18年9月6日より施行する。

附則

第5条における事業の追加は、平成18年11月20日より施行する。

附則

第16条における役員任期等における変更は、平成20年9月10日より施行する。

附則

法人定款における全面改定は平成24年10月30日より施行する。

附則

第5条における事業内容に改定については、平成25年8月22日より施行する。

附則

第22条総会権能・第31条理事会権能の変更、第30条字句訂正、第39条・第40条・第45条・第46条の法改正に伴う変更は、平成26年8月7日より施行する。

附則

第5条の事業内容の改定、第9条の会員の資格の喪失及び第10条の会員の退会、第54条の公告の方法における変更は、平成30年8月21日より施行する。



別紙

特定非営利活動法人清水障害者サポートセンターそら

設立当初の役員名簿

| 役職名  | 氏名      |
|------|---------|
| 理事長  | 土屋 博 義  |
| 副理事長 | 井 柳 博 雄 |
| 副理事長 | 松 永 晴 子 |
| 理 事  | 青 木 實   |
| 理 事  | 山 崎 令 子 |
| 理 事  | 薩 川 勇   |
| 理 事  | 松 本 誠   |
| 理 事  | 石 橋 稔   |
| 理 事  | 石 川 晃 吉 |
| 理 事  | 上 野 仁   |
| 監 事  | 杉 山 昌 弘 |
| 監 事  | 森 忠 一   |

中澤通訓 様

令和2年4月吉日

特定非営利活動法人  
清水障害者サポートセンターそら  
理事長 山本 忠広

法人会員継続（年会費の納入）のお願い

日頃より当法人の活動に多大なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
皆様のお蔭で令和元年度も順調に事業運営できておりましたこと、合わせてご報告させていただきます。

さて、今年は新型コロナウイルスが心配される中、大変恐縮でございますが令和2年度も法人会員の継続をお願い致します。

書中にてのご案内で失礼とは存じますが、ご協力のほど宜しくお願い致します。

※年会費の納入は4月末日までをお願い致します。

|                     |                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現在の<br>会員区分<br>と年会費 | <input checked="" type="radio"/> 正会員 3,000円 ・ ・ ・ ・ ・ 会員総会に参加（議決権を有する）する個人<br><input type="checkbox"/> 賛助会員 3,000円 ・ ・ ・ ・ ・ 法人の理念に賛同し協力する個人<br><input type="checkbox"/> 賛助団体会員 10,000円 ・ ・ ・ ・ ・ 法人の理念に賛同し協力する団体（法人） |
| 郵便振込                | 00850-0-121994<br>清水障害者サポートセンターそら<br>※お振込の場合、依頼者名は左上のお名前でご記入ください。<br>※昨年度会費納入が郵便振り込みの方は振込用紙を同封させていただきましたのでご利用ください。                                                                                                    |
| 銀行振込                | 清水銀行堂林支店 普通 2194896<br>特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら 理事長山本忠広<br>※お振込の場合、依頼者名は左上のお名前でご記入ください。                                                                                                                              |
| 口座引落                | 引落日は4月27日（月）になります。<br>※ご利用料の口座引落をご契約頂いている方は年会費口座引落となります。                                                                                                                                                              |
| 持 参                 | 平日9時～16時の間で、法人事務所までお願いいたします。                                                                                                                                                                                          |

※会員区分の変更や退会、その他ご不明な点がございましたらご連絡ください。

お問合せ先：054-366-8000

整理番号 4-15

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

|       |                                                              |       |           |
|-------|--------------------------------------------------------------|-------|-----------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費 |       |           |
| 内 容   | 光熱水費 (電気代・水道代・ )                                             |       |           |
| 年 月 日 | 令和2年4月16日~令和                                                 | 年 月 日 | 金額 1640 円 |

|                                                                                                                                                                        |                  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--|
| 目 的                                                                                                                                                                    | 政務活動事務所で使用する光熱水費 |  |
| 使 途                                                                                                                                                                    | —                |  |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性                                                                                                                                                   | —                |  |
| <<領収書貼付枠>><br><br>02-331<br>02-331<br>02-4-3<br>02-4-8<br>02-4-8<br>02-4-8<br>02-4-8<br>02-4-8<br>02-4-8<br>02-4-13<br>02-4-16 水道 *3280 シズ"オカシイト"ウ<br>02-422<br>02-423 |                  |  |

| 按分の理由             | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-------------------|----------|--------|---------------|
| 政務活動と後援会活動<br>で按分 | 3280 円   | 1/2 %  | 1640 円        |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-16

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓 )

|      |                                                     |           |          |
|------|-----------------------------------------------------|-----------|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |           |          |
| 内容   | 写真代                                                 |           |          |
| 年月日  | 令和2年4月20日                                           | ～令和 年 月 日 | 金額 120 円 |

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 目的                   | 租場写真の記録        |
| 使途                   | 写真代            |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | 降雨による土砂崩落の租場写真 |

＜領収書貼付枠＞

~~~~~ 領 収 証 ~~~~~

2020年4月20日

中澤通訓様

¥ 120 -

但 写真代金
上記正に領収いたしました

杉山カメラ店

静岡市清水区美濃輪町3-12

杉山 恭 敏

TEL<0543>52-8210

FAX<0543>52-5093



| |
|-----------|
| 内 訳 |
| 税抜金額 |
| 消費税額(%) |

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 120 円 | 100 % | 120 円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-17

| | | | | | | |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 | |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書(各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

| | | | |
|------|--------------------|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費 | | |
| 内容 | (みずかがやき塾 会費) | | |
| 年月日 | 令和2年4月20日~平成3年3月 日 | 金額 | 8,152 円 |

| | |
|--------------|--|
| 会の趣旨・目的 | 各界著名人による卓話により、広く各界の動向を調査する。 |
| 会の活動内容等 | 年内8回の講演会 |
| 政務活動・県政との関連性 | 各界の動向を知るにより、本県や地域の諸課題への対応を検討する際の参考とする。 |

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

| | | |
|---|---------|-----------|
| お取扱日 | 店番 | 取扱番号 |
| 02-04-20 | 23362 | A93110003 |
| 取扱店 | シマノアイアイ | |
| 払込口座 | 00830-5 | 134272 |
| 払込金額 | *8,000 | 料金 *152 |
| 振替受付票 | | |
| 払込みの証拠となるものは、保存し、大切に保管して下さい。消費料等には含まれていません。(ゆうちょ銀行) | | |
| 入金額 | *10,152 | |
| おつり | *2,000 | |
| 4月からATMの電信振替料金は、1件のご利用につき100円です。 | | |

印紙税申告納付につき、税務署承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 8,152 円 | 100 % | 8,152 円 |

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

新規会員

生涯青春 ～令和を生きる～

しみずかがやき塾

第26期講座案内

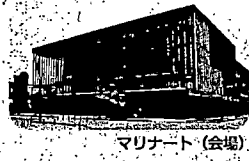
| | | | |
|------------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|
| 第1回 6月28日(日)
田原 総一郎 | 第2回 7月18日(土)
谷口 真由美 | 第3回 8月22日(土)
柳田 邦男 | 第4回 9月19日(土)
上野 誠 |
| 第5回 10月17日(土)
大胡田 誠 | 第6回 11月14日(土)
加藤 庸子 | 第7回 12月6日(日)
中井 宏次 | 第8回 1月23日(土)
錦織 健 |



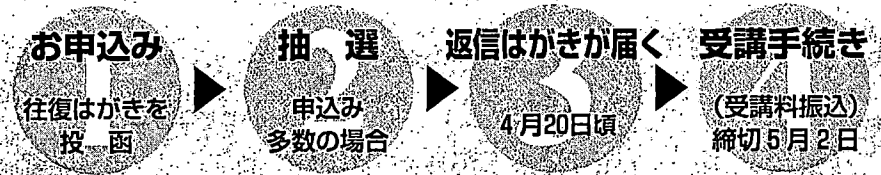
講座 令和2年6月28日(日)～
令和3年1月23日(土) 全8回
会場 静岡市清水文化会館マリナート
主催 しみずかがやき塾
後援 静岡市

令和2年度 第26期 新規塾生募集要項

対象 男女年齢不問 学習意欲がある方
募集人員 500名程度
募集期間 4月1日(水)～4月15日(水) ※消印有効
会場 静岡市清水文化会館マリナート
受講料 8,000円(全講座8回分) ※但し、夫婦の場合は15,000円
申込み 下記記入例のように、官製往復はがきに住所、男女別、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、返信用宛名を記入し、郵送してください
はがき1枚につき1名のみ応募できます
夫婦の場合は1枚に連名で記入してください
受講通知 応募多数の場合抽選を行います
結果は4月20日頃、返信はがきでお知らせします
お申込み先 しみずかがやき塾事務局
〒424-0835 静岡市清水区上清水町3-19
しみずかがやき塾事務局 TEL・FAX 054-353-6700
(問合せは4月1日～15日 月・水・金 10:00～12:00)



マリナート(会場)



記入例

| | | |
|--|--|--|
| 往信あて名
〒4240835
清水区上清水町三十九
しみずかがやき塾行
事務局で使
何も記入し | 返信あて名
記入して下さい
静岡市〇〇区△-□
清水 太郎 様 | 住所
〒〇〇〇-〇〇〇〇
静岡市〇〇区△-□
男女別 男
(ふりがな) しみず たろう
氏名 清水 太郎
年齢 〇才
電話番号
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |
|--|--|--|

※消えるボールペンは使用しないで下さい。
※夫婦の場合は連名で記入して下さい。

ご応募の際にいただいた
かがやき塾の講座のみに利用いたします

↑
団体の会費の添付は
お願ひしませ

第26期 しみずかがやき塾のご案内

月に一度は学びの日

第1回 開講式 13:00より / 講座 13:30より

2020
6/28(日)
日曜開催

た はら そろ いちろう
田原 総一郎 【評論家・ジャーナリスト】



「時代を読む」
「朝まで生テレビ」でお馴染みの田原総一郎氏が長いジャーナリスト生活で培った、この激動の世界を生き抜く最新の視点をお話します。

プロフィール

1934年滋賀県彦根市生まれ。早稲田大学文学部卒業。岩波映画製作所、テレビ東京を経て、77年フリーに。現在は政治・経済・メディア・コンピューター等、時代の最先端の問題をとりえ、活字と放送の両メディアにわたり精力的な評論活動を続けている。テレビ朝日系で'87年より「朝まで生テレビ」、'89年より2010年3月まで「サンデープロジェクト」に出演。'05年4月より早稲田大学特命教授。2019年ATP賞特別賞を受賞。BS朝日「激論! クロスファイア」、テレビ朝日「朝まで生テレビ」。

第2回 13:30より

2020
7/18(土)

たに くち ま ゆ み
谷口 真由美 【法学者】



「誰もが自分らしく生きられる社会に向けて」
政治、人権、平等…様々な社会の問題。誰もが自分らしく生きられる社会とはどういう社会なのか、誰もが分かるようにお話します。

プロフィール

大阪市生まれ。法学者・大阪大学非常勤講師。専門は国際人権法、ジェンダー法、憲法等。TBS系「サンデーモーニング」や朝日放送「おはよう朝日です」「キャスト」などに出演。父がラグビー部コーチ、母が同部寮母だったため、泉のあった近鉄花園ラグビー場内で育つ。2019年、ラグビー・ヤマハ発動機の監督を退任された清宮克幸氏が立ち上げた一般社団法人アザレア・スポーツクラブの理事も務め、6月には(公財)日本ラグビーフットボール協会理事にも就任。

第3回 13:30より

2020
8/22(土)

やなぎ だ く に お
柳田 邦男 【ノンフィクション作家・評論家】



「ケータイ・ネット社会と子供の心 ~今、絵本の新しい役割~」
ネット社会の中で、子どもや若者の心の発達にゆがみが生じつつある。豊かな感性、柔軟な思考力、人間関係形成力を育むには、どうすればよいのか。絵本と読図が、今、克服の道をひらく鍵になっていることを語りたい。

プロフィール

1936年(昭和11年)栃木県生まれ。災害、事故、公害、病氣など、現代人が直面するいのちや心の危機について、半世紀にわたり取材・研究を続け、数多くのドキュメンタリーな作品や評論を書き続けている。最近では、高齢化社会の中での「死生観」と生き方の検索、厳しい喪失体験後の心の再生とその支援、子どもの豊かな人間形成のための絵本活動などに力を入れている。

第4回 13:30より

2020
9/19(土)

うえ の まこと
上野 誠 【奈良大学文学部 教授】



「令和の時代に万葉を読む」
なぜ古典を、人は読むのか。その根源を問う! ? 生きること、死ぬことの意味を、われわれには、生死の事を考え出した瞬間に、哲学や文学を必要とする。哲学や文学を必要とした瞬間に、古典学徒になるのである。

プロフィール

1960年福岡生まれ。国学院大学大学院文学研究科博士課程満期退学。博士(文学)。奈良大学文学部教授。第12回日本民俗学会研究奨励賞、第15回上代文学会賞、第7回角川財団学芸賞、第20回奈良新聞文化賞、第12回立命館白川静記念東洋文学文化賞受賞。万葉文化論の立場から、歴史学・民俗学・考古学などの研究を応用した「万葉集」の新しい読み方を提案。

第5回 13:30より

2020
10/17(土)

おお こだ まこと
大胡田 誠 【全盲弁護士】



「だから無理」より「じゃあどうする」の方が面白い! 全盲弁護士の夢のかなえ方
壁にぶつかるとき、出来ない理由、ダメな理由を探すよりは、「じゃあどうするか」と考える、その方が毎日面白くなるし、その事によって、人生の深みを得ることができる。人生に立ち足はだかる困難との上手な付き合い方をお伝えします。

プロフィール

1977年静岡県生まれ。先天性緑内障により12歳で失明する。2006年、司法試験に合格し2007年弁護士登録(第一東京弁護士会)。全盲で司法試験に合格した日本で3人目の弁護士になった。著書「全盲の僕が弁護士になった理由 ~あきらめない心の鍛え方」(日経BP社)は、2014年、松坂桃李主演でドラマ化され大きな反響を呼んだ。

第6回 13:30より

2020
11/14(土)

か どう よう こ
加藤 庸子 【脳神経外科医】



「年をとらないための工夫」
脳からの指令は、体中の臓器、筋肉、意識などに届き日々の活動を営むうえで重要ですが、脳神経外科医として、皆様の健康寿命を延ばす心得や体を動かさず運動などについてアドバイスを致します。

プロフィール

藤田医科大学ばんだね病院 脳神経外科 教授・脳血管・ストロークセンター センター長
藤田医科大学ばんだね病院 院長補佐/公益財団法人 加藤庸子国際基金 代表理事
専門: くも膜下出血、脳動脈瘤、脳動脈奇形
脳神経外科分野で日本初の女性教授となり、脳動脈瘤クリッピング術の権威の一人。

第7回 13:30より

2020
12/6(日)

なか い こう じ
中井 宏次 【NPO法人健康笑い塾 主宰】



「健康と笑い ~人生100年時代楽しく・おもしろく~」
人生100年時代、同じ生きるなら「楽しく・おもしろく」生きたいものですね。その為には勿論お金も必要ですが、それ以上に必要なものは「健康と笑い」です。今回は、「笑い」(ユーモア)の不思議な力をたっぷり指南させていただきます。

プロフィール

2007年「医笑同源: 笑い(ユーモア)でこころ豊かな飲みのある生活を!」テーマに「NPO法人健康笑い塾」を設立し、全国の皆様に、生活における笑い(ユーモア)の重要性を啓蒙し、「笑いとしあわせ」をお届けする笑記人として活動。また、業家さく職の芸名で落語も嗜んでいる。

第8回 開講式 13:00より / 講座 13:30より

2021
1/23(土)

にしき おり けん
錦織 健 【オペラ歌手】



「錦織健テノール・リサイタル」ピアノ: 多田聡子
テレビ、ラジオでもおなじみの人気のオペラ歌手・錦織健の楽しいコンサート。絶大な人気を誇る日本歌曲からテノールの美声をたっぷり楽しめるイタリア歌曲、オペラ・アリア等盛りだくさんのプログラムを楽しいトークと共にお届けします。

プロフィール

国立音楽大学卒業。文化庁オペラ研修所第5期修了。文化庁在外研修員としてミラノに、五島記念文化財団の留学生としてウィーンに留学。1986年のデビュー後、数多くのオペラやコンサートに出演。第九や宗教曲等のソリストとしても高く評価を受けている。テレビ、ラジオへの出演や2002年よりオペラ・プロデュースも行うなど幅広く活躍。

しみずかがやき塾は、ボランティアにより運営されています!

*講師の都合及び自然災害等により、内容が変更になる場合がございます。

整理番号 4-18

| | | | | | | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

| | | | |
|------|--|-----|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 事務所駐車場代(5月分) | | |
| 年月日 | 令和2年4月23日~令和 | 年月日 | 金額 5000円 |

| | |
|----------------------|------------------|
| 目的 | 政務活動事務所で使用する駐車場代 |
| 使途 | - |
| 政務活動・
県政との
関連性 | - |

領収証 中澤通訓事務所様 No. _____

★ ¥ 10,000

内訳 但書 5月分

現金 / 小切手 / 手形 /

消費税額等(%)

コクヨ ウケ98

取入印紙

令和2年4月23日 上記正に領収いたしました

但書：5月分駐車場代

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-------------------|----------|------------|---------------|
| 政務活動と後援会活動
で按分 | 10,000円 | 1/2
50% | 5,000円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-19

| | | | | | | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

| | | | |
|------|---|-----------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 新聞購読 (朝日、農業新聞) | | |
| 年月日 | 令和2年4月25日 | ～令和 年 月 日 | 金額 6,660 円 |

| | |
|----------------------|---------------------------|
| 目的 | 県政、社会情勢に関する情報収集 |
| 使途 | 2年4月購読料 |
| 政務活動・
県政との
関連性 | 県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。 |

《領収書貼付枠》

| | | | | | |
|--|-------|-------------------------|----|-----------------------------------|--|
| 領収証 | | 支店 区域 順路 No. 05 007 254 | | 中沢 通訓 様 | |
| ※は軽減税率対象です | | | | | |
| 品名 | 部数 | 金額(円) | 備考 | 領収金額 (含消費税) | |
| ※朝日新聞 | 1 | 4,037 | | 6,660 円 | |
| ※農業新聞 | 1 | 2,623 | | 2020年04月分 | |
| 10%対象 | 0 | (内消費税 0) | | 領収致しました。 | |
| 8%対象 | 6,660 | (内消費税 493) | | 年 4月 25日 | |
| 有限会社 石原新聞店
静岡市清水区江尻東1-1-1
フリーダイヤル 0120-107-466 | | | | 桜ヶ丘支店 352-1914
本店 054-366-1074 | |
| ご購読ありがとうございます。本証係ご保存下さい。金額を訂正したものは無効です。 | | | | | |

| | | | |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 全て政務活動にかかるものである。 | 6,660 円 | 100 % | 6,660 円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-20

| | | | | | | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー

支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

| | | | |
|------|---|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報報費・選挙情報等謝儀・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県政報告会・会場予約料 (R2.10.29) | | |
| 年月日 | 令和2年4月23日~令和 | 年月日 | 金額 14765円 |

| | |
|--------------|------------------|
| 目的 | 県政の情勢報告及び意見聴取 |
| 使途 | 会場使用料(ホー次) |
| 政務活動・県政との関連性 | 県政の報告と県民の実体感を聴く。 |

<<領収書貼付枠>>

領収証

中澤通訓事務所 様

| | | | | | | | | | |
|--|----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | | 円 | 2 | 9 | 5 | 3 | 0 | - |
|--|----|--|---|---|---|---|---|---|---|

内訳 但し 10/29 第1次納付金として

現金 令和2年4月23日 上記正に領収いたしました

小切手

手形

消費税額等 2%

コクヨ 990


No. 20000109

収入
印紙

係印

静岡市清水区松原町5番17号

清水文化事業サポート株式会社



| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------------|----------|-------------|---------------|
| 政務活動と後援会活動で按分 | 29,530 円 | 1/2
50 % | 14,765 円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



令和2年4月15日

請求書 (兼施設利用明細)

静岡市清水文化会館
 指定管理者 清水文化事業
 静岡市清水区松原町5-17
 代表取締役 大石 泰明



下記のとおりご請求申しあげます。

記

利用日： 令和2年10月29日 (木)
 催事内容： 県政報告会・文化講演会
 入場料等： 有料 (最高額 500円)

請求金額： 第1次納付金 ¥29,530
 ※各日総額より10円未満切り捨て

<振込先> 静岡信用金庫 清水支店
 普通 0195127
 清水文化事業サポート株式会社
 代表取締役 大石泰明

※お振込み手数料は利用者様のご負担となりますので予めご了承ください。

納付期限： 令和2年4月30日 (木)

| 利用会場 | | ※利用時間帯 … 午前 (9:00 ~ 12:00) / 午後 (13:00 ~ 16:30) / 夜間 (17:30 ~ 22:00) | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|-------|--|----|----|---------|----|----|---------|----|----|---------|----|----|---------|----|----|--|
| 利用月日 (曜) | | 10月29日 (木) | | | 月 日 () | | | 月 日 () | | | 月 日 () | | | 月 日 () | | | |
| 施設名 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前 | 午後 | 夜間 | |
| 大ホール | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 一次納付金 | | 29,535円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小ホール | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一次納付金 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ギャラリー | 全 面 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | A区画 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | B区画 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | C区画 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | D区画 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一次納付金 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リハーサル室 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一次納付金 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練習室 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一次納付金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各日計 | | 29,530円 | | | 0円 | | | 0円 | | | 0円 | | | 0円 | | | |
| 【備考】 ・今回ご請求の第一次納付金は、基本料金の50%となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

整理番号 4-21

| | | | | | | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

| | | | |
|------|--|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費 | | |
| 内容 | 光熱水費 (電気伏・水道代・) | | |
| 年月日 | 令和2年4月27日~令和 年 月 日 | 金額 | 9,639 円 |

| | | | |
|---|------------------|--|--|
| 目的 | 政務活動事務所で使用する光熱水費 | | |
| 使途 | - | | |
| 政務活動・
県政との
関連性 | - | | |
| <<領収書貼付枠>>

02-423
02-423
02-423
02-423
02-423
02-423
02-427 電気 *19,278 ティウツァンリヨク
02-428
02-428
02-428
02-428 | | | |

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-------------------|----------|--------|---------------|
| 政務活動と後援会活動
で按分 | 19,278 円 | 1/2 | 9,639 円 |
| | | % | |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-22

| | | | | | | |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 | |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

| | | | |
|------|--|-----------|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 新聞購読 (静岡新聞) | | |
| 年月日 | 令和 2年 4月 28日 | ～令和 年 月 日 | 金額 3300 円 |

| | |
|----------------------|---------------------------|
| 目的 | 県政、社会情勢に関する情報収集 |
| 使途 | 2年 4月購読料 |
| 政務活動・
県政との
関連性 | 県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。 |

《領収書貼付枠》

F02 0217 2020年 4月分 領収証
000

読者No

中沢 通訓 様

- 13 02-03-30 900
- 14 02-03-31 800
- 15 02-04-06 200
- 16 02-04-08 800
- 17 02-04-10 200
- 18 02-04-27 200
- 19 02-04-27 200
- 0 02-04-28 200

| 銘柄 | 部数 | 金額 | 合計 |
|--------|----|------|--------|
| 静岡新聞 ※ | 1 | 3300 | 3,300円 |

(消費税込)

8%対象 3,300円 (内消費税 244円) 株式会社
10%対象 0円 (内消費税 0円) 会社
※は軽減税率の対象であることを示します。本店 静岡市清水区大手
一段と暖かさが増し、色とりどりの花が目を楽しませてくれる時季に
なりましたね(°) (TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289
(フリーダイヤル) 0120-1577-01
担当者:

3,300 シミスシンフアンテン

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------------|-----------|----------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 3300
2,980円 | /
100% | 3300
2,980円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-23

| | | | | | | |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | | 経理責任者 | | 経理担当者 | |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

| | | | |
|------|---|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | インターネット接続料 (4 月請求分) | | |
| 年月日 | 令和 2 年 4 月 28 日 ~ 令和 年 月 日 | 金額 | 2,035 円 |

| | |
|----------------------|------------------|
| 目的 | 政務活動上の情報収集に使用する。 |
| 使途 | — |
| 政務活動・
県政との
関連性 | — |

《領収書貼付枠

Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたしました。お手もとのお客機等とご照会ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお願ひ申しあげます。

| | |
|-----------|--------------|
| お問合せ番号 | |
| お支払い日 | 2020年 4月 28日 |
| 今月のお支払い金額 | 2,035 円 |

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までにお願ひいたします。

| | |
|-------|------------|
| 金融機関名 | お支払い口座 |
| 支店名 | |
| 預金種目 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | ナカサキワ ミチノリ |

◆お支払いについてのお問合せ

日専連 静岡

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26
TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210
【お問合せ時間】 10:00~17:00

◆Webしずおかご利用についてのお問合せ

Webしずおか ☎ 0120-224-260

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8 TOKAIビル
【お問合せ時間】 9:00~18:00 (平日のみ、土・日・祝日・休み)

◆Web閲覧への切替のお手続きについて

日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「紙書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。
下記、日専連静岡ホームページから登録をお願いいたします。
<http://www.nissenren-shizuoka.co.jp>
※日専連静岡ホームページの「My日専連静岡」(左上の箇所)をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から紙書でのご利用明細書の発送を停止いたします。業者が必要なのは「Web」「紙」ともにご選択ください。

| | | | |
|-------------------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由
全て政務活動にかかる
ものである。 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 2,035 円 | 100 % | 2,035 円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-24

| | | | | | | |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 | |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー

支出証拠書


780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

| | | | |
|------|---|------------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 事務所電話代 (NTT 4月請求分) | | |
| 年月日 | 令和2年4月23日 | ~ 令和 年 月 日 | 金額 4,014 円 |

| | |
|----------------------|-----------------|
| 目的 | 政務活動に使用する事務所電話代 |
| 使途 | - |
| 政務活動・
県政との
関連性 | - |

《領収書貼付枠》

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------------|---------------|---------|-------|----------------------|----------|-------|------------|-------------------|---------|---------|----------|-----------|----|-----------------------------------|
|  通常口座振替
加入者負担
振替払込請求書兼
受領証(金融機関控) | | 00170-4-903062 | NTTファイナンス株式会社 | 8,029 円 | お客様番号 | 2020年4月請求分 請求日 4月30日 | ご請求先住所氏名 | 中沢 通訓 | 金融機関用取組連絡先 | TEL 0120-02-04-23 | 874-569 | 清水相生郵便局 | (〒23362) | N94260002 | 備考 | この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・VISA加盟店) |
|---|--|----------------|---------------|---------|-------|----------------------|----------|-------|------------|-------------------|---------|---------|----------|-----------|----|-----------------------------------|

切り取らないでお出しください。

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-------------------|----------|--------|---------------|
| 政務活動と後援会活動
で按分 | 8029 円 | 1/2 | 4014 円 |
| | | % | |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-25

| | | | | | | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

| | | | |
|------|--|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて調査 | | |
| 年月日 | 令和2年4月1日~令和2年4月27日 | 金額 | 5,940円 |

| | |
|------------------------|---------------------------------------|
| 目的 | 県の施策、主要事業等の内容・進捗状況などの聴取及び関係書類の整理 |
| 使途 | 交通費 (電車・バス代) |
| 政務活動・
県政との
関連性 | 県の施策、主要事業等の内容や進捗状況を確認し、議会質問や政策提言に活かす。 |
| <領収書貼付枠>

別紙のとおり | |

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 5,940 円 | 100 % | 5,940 円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

別紙

| No. | 月 日 | 用 件 | 金額 (円) |
|-----|------|----------------------|--------|
| 1 | 4月1日 | 資料整理 | 660 |
| 2 | 月3日 | 評員総会 | 660 |
| 3 | 月6日 | 評員総会 連年安全 | 660 |
| 4 | 月10日 | 評員総会 | 660 |
| 5 | 月15日 | 資料整理 | 660 |
| 6 | 月20日 | 評員総会. 評案説明 | 660 |
| 7 | 月21日 | 車庫安全 | 660 |
| 8 | 月24日 | 中部農林 | 660 |
| 9 | 月27日 | 急傾斜 | 660 |
| 10 | 月 日 | | |
| 11 | 月 日 | | |
| 12 | 月 日 | | |
| 13 | 月 日 | | |
| 14 | 月 日 | | |
| 15 | 月 日 | | |
| 16 | 月 日 | | |
| 17 | 月 日 | | |
| 18 | 月 日 | | |
| 19 | 月 日 | | |
| 20 | 月 日 | | |
| 合 計 | | | 5940 |

個別履歴照会

作成日時：2020/05/06 10:39

刻印番号
媒体タイプ
発行日
有効期限
ネガ情報

LuLuCa(PASAR+POINT)
2014/03/03
(申請)

SF券種
SF属性
デボジット

一般 バス・鉄道共通
大人
¥500
(停止)

フリガナ
氏名
郵便番号
住所

ナカゲワ
中澤
〒424-0828
静岡県静岡市清水区千歳町
7-1 8

性別 男性
生年月日 1944/09/23
年齢 75 才
電話番号 (自宅) 054-352-5641
(携帯)

最終残高



定期券種
発行日
適用期間
停留所 (発)
停留所 (発)
経路
経路
割引
割引
割引
割引

| 一件明細ID | 処理日時 | 機器 | 処理 | 金額 | 残額 | 未了 | 支払方法 | 詳細 | 停留所 (発) | 停留所 (発) | 経路 | 割引 |
|--------|------------------|-------|-------|--------|--------|----|------|-----------|---------|---------|----|----|
| 3331 | 2020/04/27 13:31 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥2,110 | | | 新静岡 → 入江岡 | | | | |
| 3330 | 2020/04/27 13:05 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥2,440 | | | 新静岡 → | | | | |
| 3329 | 2020/04/27 10:13 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥2,440 | | | 入江岡 → 新静岡 | | | | |
| 3328 | 2020/04/27 09:44 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥2,770 | | | 入江岡 → | | | | |
| 3327 | 2020/04/27 09:42 | 券売機 | チャージ | ¥1,000 | ¥2,770 | | | 入江岡 | 1号機 | | | |
| 3326 | 2020/04/24 13:31 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥1,770 | | | 新静岡 → 入江岡 | | | | |
| 3325 | 2020/04/24 13:02 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥2,100 | | | 新静岡 → | | | | |
| 3324 | 2020/04/24 13:01 | 券売機 | チャージ | ¥1,000 | ¥2,100 | | | 新静岡 | 1号機 | | | |
| 3323 | 2020/04/24 10:13 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥1,100 | | | 入江岡 → 新静岡 | | | | |
| 3322 | 2020/04/24 09:46 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥1,430 | | | 入江岡 → | | | | |
| 3321 | 2020/04/21 16:31 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥1,430 | | | 新静岡 → 入江岡 | | | | |
| 3320 | 2020/04/21 16:02 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥1,760 | | | 新静岡 → | | | | |
| 3319 | 2020/04/21 11:24 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥1,760 | | | 入江岡 → 新静岡 | | | | |
| 3318 | 2020/04/21 10:57 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥2,090 | | | 入江岡 → | | | | |
| 3317 | 2020/04/20 17:24 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥2,090 | | | 新静岡 → 新清水 | | | | |
| 3316 | 2020/04/20 16:57 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥2,420 | | | 新静岡 → | | | | |
| 3315 | 2020/04/20 11:13 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥2,420 | | | 新清水 → 新静岡 | | | | |
| 3314 | 2020/04/20 10:43 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥2,750 | | | 新清水 → | | | | |
| 3313 | 2020/04/20 10:42 | 券売機 | チャージ | ¥1,000 | ¥2,750 | | | 新清水 | 3号機 | | | |
| 3312 | 2020/04/15 14:02 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥1,750 | | | 新静岡 → 入江岡 | | | | |
| 3311 | 2020/04/15 13:37 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥2,080 | | | 新静岡 → | | | | |
| 3310 | 2020/04/15 13:37 | 券売機 | チャージ | ¥1,000 | ¥2,080 | | | 新静岡 | 1号機 | | | |
| 3309 | 2020/04/15 11:23 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥1,080 | | | 新清水 → 新静岡 | | | | |
| 3308 | 2020/04/15 10:54 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥1,410 | | | 新清水 → | | | | |
| 3307 | 2020/04/10 17:20 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥1,410 | | | 新静岡 → 入江岡 | | | | |
| 3306 | 2020/04/10 16:58 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥1,740 | | | 新静岡 → | | | | |
| 3305 | 2020/04/10 10:38 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥1,740 | | | 新清水 → 新静岡 | | | | |
| 3304 | 2020/04/10 10:09 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥2,070 | | | 新清水 → | | | | |
| 3303 | 2020/04/06 20:17 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥2,070 | | | 新静岡 → 新清水 | | | | |
| 3302 | 2020/04/06 19:49 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥2,400 | | | 新静岡 → | | | | |
| 3301 | 2020/04/06 13:18 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥2,400 | | | 入江岡 → 新静岡 | | | | |
| 3300 | 2020/04/06 12:50 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥2,730 | | | 入江岡 → | | | | |
| 3299 | 2020/04/03 16:59 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥2,730 | | | 新静岡 → 新清水 | | | | |
| 3298 | 2020/04/03 16:34 | 自動改札機 | S F利用 | ¥0 | ¥3,060 | | | 新静岡 → | | | | |
| 3297 | 2020/04/03 12:03 | 券売機 | チャージ | ¥2,000 | ¥3,060 | | | 新静岡 | 1号機 | | | |
| 3296 | 2020/04/03 12:03 | 自動改札機 | S F利用 | ○ ¥330 | ¥1,060 | | | 新清水 → 新静岡 | | | | |

整理番号 4-26

| | | | | | | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 | |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー

支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

| | | | |
|------|--|---|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費 | | |
| 内容 | 職員給与 (4月分) | | |
| 年月日 | 令和2年4月1日 | ~ | 令和2年4月30日 |
| 金額 | 36063 円 | | |

| | |
|----------------------|----------------|
| 目的 | 政務活動を補助する職員を雇用 |
| 使途 | — |
| 政務活動・
県政との
関連性 | — |

給料支払明細書
(2年4月分)

| | | | | | | |
|---------|-------|---|----|---|----|---|
| 労働日数 | 81 | 日 | 8 | 月 | 19 | 日 |
| 労働時間 | 72/27 | 時 | 55 | 分 | | |
| 所定時間外労働 | | | | | | |
| 基本給 | | | | | | |
| 所定時間外賃金 | | | | | | |
| 家族手当 | | | | | | |
| 支給額 | | | | | | |
| 交通費 | | | | | | |
| 合計 | 72/27 | | | | | |
| 健康保険料 | | | | | | |
| 介護保険料 | | | | | | |
| 厚生年金 | | | | | | |
| 雇用保険料 | | | | | | |
| 所得税 | | | | | | |
| 住民税 | | | | | | |
| 前払金 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |
| 差引支給額 | 72/27 | | | | | |

関係印
Eコフシヨクシヨク

81.5 時間 x 885円 = 72,127円

| | | | |
|-------------------|----------|---------------|---------------|
| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 政務活動と後援会活動
で按分 | 72127 円 | 1 / 2
50 % | 36063 円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

政務活動事務雇用者出勤簿

| | | |
|------|----|------------|
| 4 月分 | 氏名 | [REDACTED] |
|------|----|------------|

| | |
|----------|-------------------------------|
| 政務活動業務内容 | 政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対 |
|----------|-------------------------------|

| 日 | 曜日 | 日付区分 (○等で表示) | 勤務時間数 |
|----|----|-------------------------|-------|
| 1 | 水 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6 |
| 2 | 木 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6 |
| 3 | 金 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6.5 |
| 4 | 土 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 3.5 |
| 5 | 日 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 6 | 月 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 7 | 火 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 8 | 水 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 4 |
| 9 | 木 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6 |
| 10 | 金 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 4.5 |
| 11 | 土 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 12 | 日 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 13 | 月 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 4.5 |
| 14 | 火 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 4.5 |
| 15 | 水 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 4.5 |
| 16 | 木 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 3.5 |
| 17 | 金 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 3.5 |
| 18 | 土 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 19 | 日 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 20 | 月 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 3.5 |
| 21 | 火 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 3.5 |
| 22 | 水 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 3.5 |
| 23 | 木 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 3.5 |
| 24 | 金 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 25 | 土 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 26 | 日 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 27 | 月 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 3.5 |
| 28 | 火 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 3.5 |
| 29 | 水 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 30 | 木 | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 3.5 |
| 31 | 金 | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | |
| 計 | | | 81.5 |

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成2年4月30日
ふじのくに県民クラブ 中澤 謙 印

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 4-27

| | | | | | | |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 | |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

| 区分 | 前回給油(領収書貼付分) A | 今回(直近の)給油 B | 総走行距離 C=B-A |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 走行距離 | km | km | km |

(経費項目別充当額)

| 経費項目 | 走行距離 (km) | 積算方法※ | 充当額 (円) |
|------|-----------|-------------------|---------|
| 事務費 | 921 | 18円 × 921 km / km | 16578 |

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 16,578 円 | 100 % | 16,578 円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

